

議案第90号

三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び三朝町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び三朝町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67
号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年12月10日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び三朝町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年三朝町条例第14号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」
という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条に
おいて「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、
移動後号に対応する移動号が存在しない場合は、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の 状況に関し、任命権者が報告しなければなら ない事項は、職員（臨時的に任用された</p>	<p>（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の 状況に関し、任命権者が報告しなければなら ない事項は、職員（臨時的に任用された</p>

職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) <u>職員の人事評価の状況</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) <u>職員の退職管理の状況</u> (9) <u>職員の研修の状況</u> (10) 略 (11) 略	職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u> (8) 略 (9) 略
---	--

（三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。